

令和7年度 明和町建設工事発注基準

(令和7年 5月施行)

1. 発注基準

建設工事の発注基準は、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合評点（以下、「経営事項評価点数」という。）、工事成績等による技術等評価点により、土木工事、舗装工事、建築工事、管工事、電気工事の5業種について、入札参加業者を選定するものとする。【別表2】

- (1) 経営事項評価点数は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの審査基準日（当該業者の決算日）の経営事項審査総合評点を適用する。
- (2) 総合点は、上記期間の経営事項審査結果通知書による経営事項評価点数に、技術等評価点を加算して得た点数とする。

$$\text{総合点} = \text{経営事項等評価点数} + \text{技術等評価点}$$

① 工事成績

工事成績は、過去3年間に業種毎の検査を実施した年度の成績の平均点に応じた【表1】の点数の欄に掲げる点数を加算・減算する。
ただし、実績のない場合は加算・減算は行わない。

【表1】

| 工事成績（点） | | 点 数 | 工事成績（点） | | 点 数 |
|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| 以 上 | 未 満 | | 以 上 | 未 満 | |
| 0 | 50 | -40 | 70 | 75 | 5 |
| 50 | 55 | -30 | 75 | 80 | 10 |
| 55 | 60 | -20 | 80 | 85 | 20 |
| 60 | 65 | -10 | 85 | 90 | 30 |
| 65 | 70 | 0 | 90 | 95 | 40 |
| | | | 95 | 100 | 50 |

② 社会貢献実績を評価の加点項目

町内業者の社会貢献実績を評価するとともに、災害復旧、漏水対応、環境活動への参加意欲を高めることを目的に、災害協定の締結や環境への配慮等の企業努力を加点の対象とします。【別表3】

- (3) ランクへの格付けは、総合点、経営事項審査結果通知書の年平均完成工事高及び、技術者数のすべての条件を満たしてはならない。【別表1】

- (4) 建設工事の施工において※自社社員である主任技術者あるいは監理技術者（以下、技術者）を置かなければならない。次回の入札時、技術者がすでに他の施工現場に従事しており、人数がこの基準を超える場合には、指名競争入札参加の通知をしないものとする。

※ 技術者には、基本的に自社社員（3ヶ月以上継続して雇用していること）ではない在籍出向社員をあてることはできない。

- (5) 町の入札への参加初年度、年平均工事高が0の時はランクは最下位（E及びD）から始まる。
- (6) 格付が前年度よりも2ランク以上変動する場合は、1ランクのみ変更する。
- (7) 指名停止は、対象期間（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に指名停止を受け、その停止月数（1ヶ月未満の期間は1月とする）に、10倍掛けた点数を技術等評定点から減算する。ただし、減算値は120点を上限とする。
- (8) 町税等を滞納していないこと。
ただし、滞納がある場合は完納証明書（写し可）の提出後、格付の認定を行う。

2. 特例措置

次に該当する場合には、上記の定めにかかわらずそれぞれに定めるところにより発注できるものとする。

- (1) 緊急を要する工事又は、特別の技術を要する工事等の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、【別表2】にかかわらず業者を選定することができる。
- ① 災害復旧工事を施工するとき。
 - ② 特別の技術を必要とするとき。
 - ③ 該当工事の内容が、特許権又は、これに類する特別の権利を要するものであるとき。
 - ④ 大規模工事に密接な関連のある小規模工事について、現に当該大規模工事を履行中の上位業者を選定する必要があると認められるとき。
 - ⑤ その他特別の事由があるとき。

3. その他

多くの建設業者に公共工事の受注機会の確保を行うため、同日に開札を執行する対象工事（条件付き一般競争入札が対象で、指名競争入札は対象外とする）について、1業者が落札できる件数を、1件とする。ただし、町長が特に必要と認めた建設工事は、この限りではない。

なお、当日の落札本数にかかわらず工事に専任させる技術者数が1人しか残っていない場合は、落札後、次の入札には参加できない。

【 別表 1 】

1. 土木工事

| ランク | 格 付 基 準 |
|-----|--|
| A | ① 総合点900点以上 ② 年平均完成工事高 1億円以上 ③ 1級技術者2名以上 |
| B | ① 総合点700点以上 ② 年平均完成工事高 1千万円以上 ③ 1級技術者1名 |
| C | ① 総合点600点以上 ② 年平均完成工事高 250万円以上 ③ 2級技術者2名以上 |
| D | ① 総合点450点以上 |
| E | ① 総合点450点未満 ② 年平均完成工事高 0円 |

2. 舗装工事

| ランク | 格 付 基 準 |
|-----|---|
| A | ① 総合点800点以上 ② 年平均完成工事高 1千万円以上 ③ 1級技術者2名以上 |
| B | ① 総合点700点以上 ② 年平均完成工事高 250万円以上 ③ 1級技術者1名 |
| C | ① 総合点600点以上 ② 2級技術者2名以上 |
| D | ① 総合点450点以上 |
| E | ① 総合点450点未満 ② 年平均完成工事高 0円 |

3. 建築工事

| ランク | 格 付 基 準 |
|-----|--|
| A | ① 総合点900点以上 ② 年平均完成工事高 1億円以上 ③ 1級技術者2名以上 |
| B | ① 総合点700点以上 ② 年平均完成工事高 1千万円以上 ③ 1級技術者1名 |
| C | ① 総合点600点以上 ② 年平均完成工事高 250万円以上 ③ 2級技術者1名以上 |
| D | ① 総合点450点以上 |
| E | ① 総合点450点未満 ② 年平均完成工事高 0円 |

4. 管工事

| ランク | 格 付 基 準 |
|-----|---|
| A | ① 総合点700点以上 ② 年平均完成工事高 2千万円以上 ③ 1級技術者1名以上 |
| B | ① 総合点600点以上 ② 年平均完成工事高 1千万円以上 ③ 2級技術者1名以上 |
| C | ① 総合点450点以上 |
| D | ① 総合点450点未満 ② 年平均完成工事高 0円 |

5. 電気工事

| ランク | 格 付 基 準 |
|-----|---|
| A | ① 総合点700点以上 ② 年平均完成工事高 2千万円以上 ③ 1級技術者1名以上 |
| B | ① 総合点600点以上 ② 年平均完成工事高 1千万円以上 ③ 2級技術者1名以上 |
| C | ① 総合点450点以上 |
| D | ① 総合点450点未満 ② 年平均完成工事高 0円 |

【 別表 2 】

※ 税 込

| | ラ ン ク | 土木工事の 請負設計金額 | 建築工事の 請負設計金額 | 舗装工事の 請負設計金額 |
|---|-------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 1 千 万 円 以 上 の 場 合 | A | 3 億円未満 | 3 億円未満 | 3 億円未満 |
| | B | 1 億円未満 | 1 億円未満 | 5,000 万円未満 |
| | C | 3,000 万円未満 | 6,000 万円未満 | 3,000 万円未満 |
| | D | 対 象 外 | 対 象 外 | 対 象 外 |
| | E | 対 象 外 | 対 象 外 | 対 象 外 |
| 1 千 万 円 未 満 の 場 合 | A | 1,000 万円未満 400 万円以上 | 1,000 万円未満 400 万円以上 | 1,000 万円未満 400 万円以上 |
| | B | 1,000 万円未満 300 万円以上 | 1,000 万円未満 300 万円以上 | 1,000 万円未満 |
| | C | 1,000 万円未満 | 1,000 万円未満 | 1,000 万円未満 |
| | D | 300 万円未満 | 300 万円未満 | 300 万円未満 |
| | E | 300 万円未満 | 300 万円未満 | 300 万円未満 |

- ※ 3 億円以上の土木、建築、舗装工事は、一般競争入札のほか、総合評価方式や
随意契約（プロポーザル方式）等を踏まえ、入札審査会で協議する。
- ※ 1,000 万円以上の場合、上記の表を参考とし、入札審査会で協議する。
- ※ 1,000 万円未満の場合は、上記の表を参考とし決定する。
- ※ 町外業者の発注基準は、県の基準に準じる。
- ※ 水道工事発注基準は、土木工事に準じる。
- ※ 電気工事発注基準は、建築工事に準じる。

【別表 3】

令和7年度の明和町建設工事発注基準については、工事成績等を踏まえた総合点に加え、町内業者の社会貢献実績を評価するとともに、災害復旧、漏水対応、環境活動への参加意欲を高めることを目的に、災害協定の締結や環境への配慮等の企業努力を加点の対象とします。

<要件項目>

(基準日；令和7年4月1日)

| 項目 | 加点 |
|---|-----|
| (1)町と災害時に関する各種協定を、協会または単独で締結している。 | 20点 |
| (2)町指定の訓練等に、協会または単独で参加している。 【令和6年度から対象とする】 | 10点 |
| (3)災害復旧・漏水対応などの緊急出動要請・応急修繕依頼による活動実績がある。【令和6年度から対象とする】 | 10点 |
| (4)ISOやM-EMSの認証実績があり、環境に対する取り組みを進めている。 ※注1) | 10点 |

※注1) ISOとは、スイスのジュネーブに本部を置く非政府機関 International Organization for Standardization(国際標準化機構)の略称です。ISOの主な活動は国際的に通用する規格を制定することであり、ISOが制定した規格をISO規格といいます。ISO規格は、国際的な取引をスムーズにするために、何らかの製品やサービスに関して「世界中で同じ品質、同じレベルのものを提供できるようにしましょう」という国際的な基準であり、制定や改訂は日本を含む世界165カ国(2014年現在)の参加国の投票によって決まります。身近な例として、非常口のマーク(ISO 7010)やカードのサイズ(ISO/IEC 7810)、ネジ(ISO 68)といったISO規格が挙げられます。これらは製品そのものを対象とする、「モノ規格」です。一方、製品そのものではなく、組織の品質活動や環境活動を管理するための仕組み(マネジメントシステム)についてもISO規格が制定されています。これらは「マネジメントシステム規格」と呼ばれ、品質マネジメントシステム(ISO 9001)や環境マネジメントシステム(ISO 14001)などの規格が該当します。つまり、「ISO マネジメントシステム規格」とは、“ISO が策定したマネジメントシステムに関する規格”ということになります。

M-EMSとは、三重の環境マネジメントシステム認証制度です。環境マネジメントシステムとは、事業経営の中で環境への負荷を管理し、継続的に低減を図ることによって、コスト削減等の環境経営を促進する仕組みで、PDCAのスパイラルアップの手順が構築され、マネジメントがさらに強化されます。